

未整備農地を集積し、耕作する皆様を支援します

■未整備農地集積事業（市単独事業）



1. 賃借権設定を受ける者に対する支援

(1) 補助金額

1筆毎の未整備農地の登記面積×5千円／10 a ×賃借権設定年数

※5年間が限度

(2) 補助対象者

令和6年度において未整備農地の賃借権を新たに設定し（賃借権の設定期間は3年以上に限る）、農作物の作付または保全管理等により、農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落内の農地に限ります。

※賃借権の設定期間を満了する前に、契約の解除や変更を行った場合、または農地として適正な管理を行わなくなった場合は、履行期間に応じて助成金の返還の対象となります。

2. 所有権を取得する者に対する支援

(1) 補助金額

1筆毎の未整備農地の登記面積×2万5千円／10 a

(2) 補助対象者

令和6年度において未整備農地の所有権を取得（贈与によるものを除く）し、その後5年以上、農作物の作付または保全管理等により、農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落内の農地に限ります。

※所有権を取得してから5年に満たない期間に所有権を移転した場合は、または農地として適正な管理を行わなくなった場合は、助成金全額の返還の対象となります。

◎「未整備農地」とは、農業振興地域内で、ほ場整備事業により整備されていない田または畑（個人での簡易整備の場合も含む）をいいます。

【その他】

当事業は、令和6年度をもって事業終了予定です。



お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。